

平成 30 年 2 月 8 日

関係団体 各位

平成 30 年 4 月からの無期転換ルールの本格化に向けた要請書

労働基準行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成 25 年 4 月に施行の改正労働契約法第 18 条に規定された「同一の使用者と
の間で有期労働契約が更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより、期
間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる仕組み」（以下、「無期転換ル
ール」という。）は、雇止めの不安などを解消し、安心して働き続けることができる社会を
実現することで、労働者が長期的なキャリア形成を図ることを可能とするとともに、企
業にとっても優秀な人材の確保を可能とするものです。

これまで、厚生労働省においては、無期転換を申し込む権利が本格的に発生すること
が見込まれる平成 30 年 4 月 1 日まで残り約半年となる時期を捉えて、昨年 9 月から 10
月までを「無期転換ルール取組促進キャンペーン」と定め、集中的な周知広報の取組を
行ったところであり、貴会におかれましても、会員企業・団体等に対する周知啓発にご
協力いただいたところです。

一方、平成 30 年 4 月 1 日まで残りわずかとなり、一部報道において、有期契約労働者
を多く雇用する業界における無期転換ルールへの対応について取り上げられるなど、無
期転換ルールの円滑な導入に向けた社会的関心が高まりつつある状況にあります。

無期転換ルールへの対応にあたりましては、無期転換ルールの適用を意図的に避ける
ことを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止め等を行うことは、労働契約法
の趣旨に照らして望ましいものではなく、慎重な対応が必要です。

また、無期転換ルールに対応するための人事制度の検討や就業規則などの関係諸規程
の整備が未了の企業におかれては、早急な対応が必要であるほか、紛争を未然に防止す
るため、無期転換申込権や構築した人事制度について、事前に労働者へ説明することも
重要です。

厚生労働省においては、労働契約法の趣旨を踏まえた無期転換ルールの円滑な導入が
図られるよう、新たに「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」を設置するなど、平成 30 年
4 月に向けて、より一層の周知啓発に取り組んでまいります。

つきましては、貴会におかれましても、改めて無期転換ルールの趣旨を御理解いただき、同ルールの円滑な導入が図られるよう、会員企業・団体等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣

加藤勝信